

### 「高齢者バス乗車証」を利用しませんか

町では、70歳以上の方を対象に、有効期間に応じた交付負担金を納めていただくことで乗り放題となる「高齢者バス乗車証」を交付しています。  
 「高齢者バス乗車証」は、町内の運行バス（道南バス及び町営バス）で利用できますので、ぜひご活用下さい。



負担金	有効期間	1か月	3か月	6か月	12か月
	交付負担金	800円	2,000円	4,000円	8,000円
利用区間	町内の停留所間の乗降で利用できます。 ・門別競馬場前から厚賀、門別地区から日高地区まで（平取区間を含む） ※高速バガサス号では、「高齢者バス乗車証」を利用できません。				
交付手続	受付窓口	役場高齢者福祉課、総合支所地域住民課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所			
	持ち物	最近の顔写真（たて3cm、よこ2cm）			
利用の仕方	バスを降りるときに、運転手さんに「高齢者バス乗車証」を見せると、料金を支払う必要はありません。				

### 門別温泉とねっこの湯入浴優待券の新規申請・更新手続きのご案内

令和5年度門別温泉とねっこの湯入浴優待券の新規申請、更新手続きを次のとおり行います。

#### 新規申請

新規交付の対象となる方

対象者	申請時期
満70歳になられる方	誕生日の翌月より申請できます。
身体障害者手帳（1級・2級）を所持されている方	手帳交付日の翌月より申請できます。

※年度途中で対象となる方の利用回数は、月割りされますのでご了承ください。

#### 更新手続

更新受付の開始	3月27日（月）から	
更新手続	受付窓口	役場高齢者福祉課、総合支所地域住民課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所
	持ち物	交付済みの門別温泉とねっこの湯優待利用対象者証 ※対象者証を紛失された場合は、顔写真（たて3cm×よこ2cm）を持参してください。 ※顔写真が古い場合は本人確認ができない場合がありますので、直近で撮影した顔写真を持参してください。
利用可能施設	門別温泉とねっこの湯、ひだか高原荘	
利用可能回数	門別温泉とねっこの湯、ひだか高原荘合わせて 年間24回	
利用可能期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	
受付窓口	役場高齢者福祉課、総合支所地域住民課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所	

☎ 役場高齢者福祉課 高齢者福祉・介護グループ ☎ 01456-2-6561  
 総合支所地域住民課 福祉・保険グループ ☎ 01457-6-3173

### 巡回児童相談を行います

相談を希望される方は、4月14日（金）までに電話にてお申し込みください。なお、相談は児童相談所がお子さんの状況を判断し決定しますので、必要性が高い方を優先することがあります。また、希望の相談時間を調整する場合がありますのであらかじめご了承ください。

日時	5月30日（火） 午前10時30分～午後4時30分	
場所	申し込み状況によって、次のいずれかの会場で実施します。	
	日高地区 ・日高町民センター	門別地区 ・門別公民館（本町地区） ・富川公会堂（富川地区）
相談担当者	室蘭児童相談所 児童福祉司 判定員	
相談内容	療育手帳の再判定、しつけ相談、言葉の障害、身体障害等、学校に行きたがらない、その他、子どものことで困っていること	
相談料	無料	
申込先	役場子育て健康課 子育て支援グループ ☎ 01456-2-6183 総合支所地域住民課 福祉・保険グループ ☎ 01457-6-3173	
その他	・療育手帳をお持ちの方で再判定の時期が近い方は、相談を受けることをお勧めします。 ・次回の巡回児童相談の実施予定日は7月4日（火）を予定しています。	

☎ 役場子育て健康課 子育て支援グループ ☎ 01456-2-6183  
 総合支所地域住民課 福祉・保険グループ ☎ 01457-6-3173

### 出産・子育て応援給付金事業をはじめました

町では、国において創設された出産・子育て応援交付金に基づき、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、子育て世代包括支援センターが相談に応じる伴走型相談支援と、出産・子育て応援給付金の支給を一体的に実施する「出産・子育て応援給付金事業」を開始しました。

対象となる方と給付額	対象者	給付額
	①令和5年2月1日以降に妊娠届出をした方 ②令和5年1月31日までに妊娠届出をし、令和5年2月1日以降に出産した子を養育する方 ③令和4年4月1日から令和5年1月31日までに出生した子を養育する方	妊娠届出後
出生後		5万円
町から案内送付後、10万円を一括支給（遡及支給）		
転入した方へ	・日高町に転入する前の自治体から給付金を受給した場合は、日高町で出産・子育て応援給付金を受け取ることはできません。 ・本制度による給付金は、自治体により名称が異なる場合がありますので、給付金に該当するものを受給したかどうかは、転入前の自治体にご確認ください。	
伴走型相談支援について	・子育て世代の方が妊娠中・出産後の生活を送るうえでの困りごとなどを把握するため、妊婦訪問や赤ちゃん訪問においてアンケートに協力いただきます。	

☎ 役場子育て健康課 健康増進グループ ☎ 01456-2-6571  
 総合支所地域住民課 健康・介護グループ ☎ 01457-6-3173